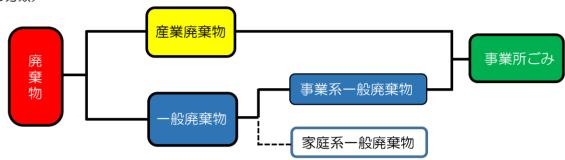
事業所ごみの出し方について

事業所ごみとは

- ・法人・個人事業主・営利団体・非営利団体など、業種にかかわらず事業活動により排出されるごみは全て事業所ごみです。
- 事業所ごみを市の施設で処理する場合は全て有料となります。
- ・事業所ごみは、「事業系一般廃棄物」・「産業廃棄物」に区分されます。それぞれ処理方法が異なります ので、下記を参照のうえ適正な処理を行ってください。

(廃棄物の分類)



(事業所ごみの分類)

種別		種類	具体例
		紙くず	書類、伝票類、おむつ、ちり紙等
事業系一般廃棄物		木、枝、草	剪定した枝木、落ち葉、雑草等
		繊維くず	衣服類、布団、座布団等
		生ごみ	食品の売れ残り、飲食店・スーパーの調理くず等
		プラスチック製容器包装	従業員の飲食等により排出された 35 マークのついたもの
		紙製容器包装	従業員の飲食等により排出された (紙)マークのついたもの
		缶、びん、ペットボトル	従業員の飲食等により排出されたもの
	の区分が分かれるもの業種により一廃・産廃	紙くず	建設業、印刷物加工業等から排出されたもの
		木くず	建設業、木製品製造業等から排出されたもの
産業廃棄物		繊維くず	建設業、繊維工場等から排出されたもの
		動植物性残渣	食品製造業等から排出された生ごみ
	産廃となるもの業種にかかわらず	廃プラスチック類	ポリ袋、ポリ容器、梱包材、発泡スチロール、 緩衝材、塩ビ管、農業用マルチ等
		金属くず	アルミサッシ、鉄くず、一斗缶等
		ガラスくず、陶磁器くず	ガラス類、蛍光管、陶器類等

※一般廃棄物と産業廃棄物の混合物で分別が困難なものは、原則、産業廃棄物となります。

1. 事業系一般廃棄物の出し方

※分別方法は一般家庭用「高山市のごみの分け方・出し方」に準じます。

- ①一般廃棄物収集運搬許可業者と個別契約



②市の施設へ直接持ち込む

• 事業者が直接ごみを搬入する方法です

・事業自が自接とのを撤入する方法とす。				
搬入場所	資源リサイクルセンター	高山市三福寺町1800番地 電話0577-35-1244		
	久々野クリーンセンター	久々野町久々野3033番地3 電話0577-52-2378		
受付日時	資源リサイクルセンター	月曜日〜土曜日 8:30〜12:00 13:00〜16:00 (祝日含む、年末年始除く)		
	久々野クリーンセンター	月曜日〜金曜日 8:30〜12:00 13:00〜16:00 (祝日含む、年末年始除く)		
処理料金	一般廃棄物 10kgまでごとに	70円+消費税相当額		

久々野クリーンセンターでは、資源ごみの受付をしていません。また、市内50ヵ所にある資源ごみ拠点集積 所は家庭ごみ専用ですので、事業所ごみの持込はできません。

③ごみステーションを利用する

- ・発生する1日のごみの量が1袋(10kg換算)以下の小規模事業所が対象です。 1日1袋を超えるごみが発生する場合は、ごみステーションは利用できません。なお、ごみステーションは各 地区の町内会が管理しています。利用にあたっては事前に町内会へご相談ください。
- ・規定の袋(透明袋で、縦80センチ×横65センチの容量45リットル以下。可燃ごみ・資源ごみの袋は厚み0.0 3ミリ以上、不燃ごみ・小型家電の袋は厚みO.O5ミリ以上)を使用し、全ての袋に有料のごみ処理券(ピンク 色のシール)を貼付してください。(各家庭に配布している無料ごみ処理券を利用することはできません)
- 分別ルールを遵守し、収集当日の朝8時30分までに、ごみステーションに出してください。特に店舗兼住宅 の方は、家庭生活から発生するごみと、事業活動から発生するごみとを、袋を分けて、しっかり分別してから 出してください。
- ※有料ごみ処理券(可燃ごみは長方形、不燃ごみは六角形、資源ごみは三角形)については、市内の「ごみ処理 券取扱所」でお買い求めください。

2. 産業廃棄物の出し方

- ・産業廃棄物は原則、民間処理施設へ自己搬入されるか、産業廃棄物収集運搬許可業者に委託してください。
- ※産業廃棄物は、有料ごみ処理券の対象外ですので、<u>少量でもごみステーションに出すことはできません。</u> 民間施設で処分不可など、やむを得ない理由がある場合は、資源リサイクルセンターまでご相談ください。

















3. 受付・処理できないもの

・次のものは市の施設では受付できませんので、専門の業者や民間処理施設に依頼してください。





資源化できるもの・・古紙・古布・金属くず・発泡スチロール・コンクリート・アスファルト等





危険物等・・・・・・プロパンガスボンベ・バッテリー・ガソリン・灯油類・消火器・オイル・塗料・薬品等

大型器具機材・・・・自動車・自動二輪車(オートバイ)・タイヤ・農機具・ボイラー・コピー機等



特定家電等・・・・・テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・パソコン等





お問い合わせ

高山市資源リサイクルセンター Tel 0577-35-1244 高山市生活環境課

Tel 0577-35-3138